

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第1部門第2区分
【発行日】平成18年7月13日(2006.7.13)

【公表番号】特表2002-534156(P2002-534156A)
【公表日】平成14年10月15日(2002.10.15)
【出願番号】特願2000-591938(P2000-591938)
【国際特許分類】

A 6 1 F 2/44 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/44

【手続補正書】

【提出日】平成18年5月12日(2006.5.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】第1の骨部分と、第2の骨部分と、前記第1の骨部分と前記第2の骨部分とを接続する可撓性骨部分と、を有し、前記可撓性骨部分は、前記第2の骨部分に関して前記第1の骨部分を移動することができる、移植部材。

【請求項2】前記可撓性骨部分は、鈹物質の少なくとも一部が除去された骨である請求項1に記載の移植部材。

【請求項3】前記可撓性骨部分は、鈹物質を完全に除去された骨である請求項1に記載の移植部材。

【請求項4】前記第1の部分は、第1の高さによって分離された上方支持面と下方支持面とを有し、前記第2の骨部分は、第2の高さによって分離された上方支持面と下方支持面とを有し、前記第1の高さ及び第2の高さは、隣接する骨の間にスペースを維持する請求項1に記載の移植部材。

【請求項5】前記第1の高さと第2の高さは、ほぼ等しい請求項4に記載の移植部材。

【請求項6】前記上方支持面及び下方支持面は、2つの隣接する椎骨の間の椎間板のスペースから移植部材が抜けることを防止するための骨係合面を有する請求項4に記載の移植部材。

【請求項7】前記移植部材は、脊柱固定装置であり、前記第1と第2の骨部分は、第1の椎体と第2の椎体との間に所望のスペースを維持する請求項1に記載の移植部材。

【請求項8】前記第1と第2の骨部分は、第1の端部から反対側の端部に次第に増加するスペースの高さを有する移植部材を提供するために対応するテーパを有する支持面を有する請求項7に記載の移植部材。

【請求項9】前記第1の骨部分、第2の骨部分、及び前記可撓性骨部分は、単一の骨部分から形成されている請求項1に記載の移植部材。

【請求項10】第1の支持面と第2の支持面との間に延びる皮層骨部分を有する骨部分を有し、前記骨部分は、前記第1の支持面と第2の支持面との間に可撓性部分をつくるために少なくとも一部の鈹物質が除去されている移植部材。

【請求項11】前記骨部分は、リング形状の骨部分であり、前記骨部分は、前記可撓性部分の反対側に溝を有し、前記溝は、前記骨部材を前記溝と前記可撓性部分との間に延びる第1の部分と前記溝と前記可撓性部分との間に延びる反対側の第2の部分とに分割する請求項10に記載の移植部材。

【請求項12】前記第1の支持面は、上方椎体に係合し、前記第2の支持面は、隣接す

る下方の椎体に係合し、前記可撓性部分は、力を伝達するために前記第 1 と第 2 の支持面との間に配置されており、前記可撓性部分は、ショックアブソーバとして作用する請求項 10 に記載の移植部材。

【請求項 13】 第 1 の椎体に係合する第 1 の支持面を有する第 1 の骨部分と、第 2 の椎体に係合する第 2 の支持面を有する第 2 の骨部分と、前記第 1 の骨部分と前記第 2 の骨部分との間に配置された少なくとも 1 つの可撓性部分を有し、前記可撓性部分は、前記第 1 の骨部分と第 2 の骨部分との間で移動することができる、隣接する第 1 と第 2 との椎体の間のスペースに挿入される脊柱固定用移植部材。

【請求項 14】 前記第 1 の骨部分は、前記第 1 の支持面と反対側の第 3 の支持面を有し、前記第 2 の椎体と前記第 2 の骨部分に係合する前記第 3 の支持面は、前記第 2 の支持面と反対側の第 4 の支持面を有し、前記第 4 の支持面は、前記第 1 の椎体に係合し、前記第 1 と第 2 の骨部分は、前記第 1 と第 2 との間にスペースを維持するように協働する請求項 13 に記載の脊柱固定用移植部材。

【請求項 15】 可撓性部分は、前記第 1 と第 2 の椎体との間にショックアブソーバとして機能する請求項 13 に記載の脊柱固定用移植部材。

【請求項 16】 前記移植部材は、近位端と反対側の遠位端とを有し、前記可撓性部分は、前記近位端に隣接して配置されている請求項 13 に記載の脊柱固定移植部材。

【請求項 17】 前記遠位端に隣接して配置されるとともに前記第 1 の骨部分と第 2 の骨部分との間に延びる第 2 の可撓性部分を有する請求項 16 に記載の移植部材。

【請求項 18】 前記第 1 の支持面と前記第 2 の支持面は、前記第 1 と第 2 の椎体との間のスペースに前記移植部材のねじによる挿入が可能になるように協働するねじが形成されている請求項 17 に記載の移植部材。

【請求項 19】 前記移植部材は、骨の単一部分から形成される請求項 15 に記載の移植部材。